

世界自然遺産推薦地保全活動支援事業補助金に係る対象経費について

世界自然遺産推薦地保全活動支援事業補助金の対象経費について問合せのあった以下の内容については、次のとおり取扱う。

1 実績報告書等の作成のために新たに雇用し、賃金を支払うことについて。

- ・対象経費（賃金）の内容は「対象事業の実施に必要なもののうち、除草作業や外来種駆除作業、イベント開催等の一時的活動に要するもの」であることから、企画、会計管理や実績報告書作成などの、団体の運営のために団体職員が恒常的に行うべき作業や補助金の交付を受けるために実施する作業は、対象事業の実施に必要な一時的活動に該当しない。

2 賃金の基準額について。

- ・賃金の基準額は、それぞれの団体で設定している基準に基づいて支払うこと。
ただし、団体で賃金の基準を設定していない場合は、沖縄県の非常勤職員（会計年度任用職員）の報酬体系（時給930～990円）に準じて設定して差支えない。

3 団体に所属するものへの賃金の支払について。

- ・対象経費（賃金）の内容は「対象事業の実施に必要なもののうち、除草作業や外来種駆除作業、イベント開催等の一時的活動に要するもの」であることから、一時的な活動に要するものに限って賃金の支払が可能である。団体に所属するものが、除草作業や外来種駆除等のイベント開催等のために行う打合せや調整業務等については、一時的な活動と判断しない。
- ・また、団体に所属するものが、団体から給与等を受け取り通常業務の範囲で実施する活動に対して、追加的に補助金で賃金を支払うことは適当でない。

4 新聞広告の対象経費区分について。

- ・役務費に該当する。

5 映画フィルム使用料の対象経費区分について。

- ・使用料に該当する。

6 WEBページ、WEBコンテンツの作成を委託することについて。

- ・経費区分は委託料となるため、今回の補助金の対象経費とならない。

7 グッズの製作を委託することについて。

- ・グッズの制作を委託する経費は委託料となるため、今回の補助金の対象経費とならない。既に制作されたグッズを購入する場合は需用費に該当し、補助金の対象経費となりますが、購入物品によっては対象とならない場合もあるため、購入に際しては県と十分に調整すること。

8 環境調査等を外部発注することについて。

- ・環境調査等を外部発注する経費は委託料となるため、今回の補助金の対象経費とならない。

9 有償でイベント等を開催することについて。

- ・補助対象事業の実施に伴う収入がある場合は、補助対象経費の総額から収入総額（税抜）を控除して、補助金額を算定するものとする。